

# 市第 34 号議案 都市公園を設置すべき区域の決定

温暖化対策・環境創造・  
資源循環委員会  
令和 5 年 9 月 13 日  
環境創造局説明資料

## 1 趣旨

旧上瀬谷通信施設において、令和 2 年 3 月に策定した「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき、国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」の会場の基盤ともなる、新たな公園「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園」の整備を計画しています。

土地利用基本計画で位置付けた本公園の区域を、都市公園法第 33 条に基づく、都市公園を設置すべき区域として決定します。

## 2 都市公園を設置すべき区域の概要

都市公園法第 33 条に基づいて、地方公共団体が必要であると認めるときに定める区域で、公園の区域を明示するとともに、一般の利用に供する前の土地の管理の適正等を図るため、都市公園法の一部の規定が準用されます。

<想定される都市公園法の準用の例>

(都市公園の占用の許可)

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

例：工所用材料の置場等

## 3 決定する区域

### (1) 目的

- 国際園芸博覧会の会場の基盤となる公園の整備事業を行うにあたり、将来の公園区域を明示して国費を導入するため
- 全面供用開始（令和 25 年度予定）までの間、供用前の土地の管理の適正等を図るため

### (2) 区域の内容

- ア 都市公園を設置すべき区域 瀬谷区瀬谷町 7,449 番の 5 の一部ほか
- イ 面積 約 650,000 m<sup>2</sup>
- ウ 区域図 図 1 のとおり

## 4 今後のスケジュール

- 令和 5 年 9 月 都市公園を設置すべき区域の決定（本市会定例会）
- 令和 5 年秋頃以降 環境影響評価書 提出
- 整備工事 着手

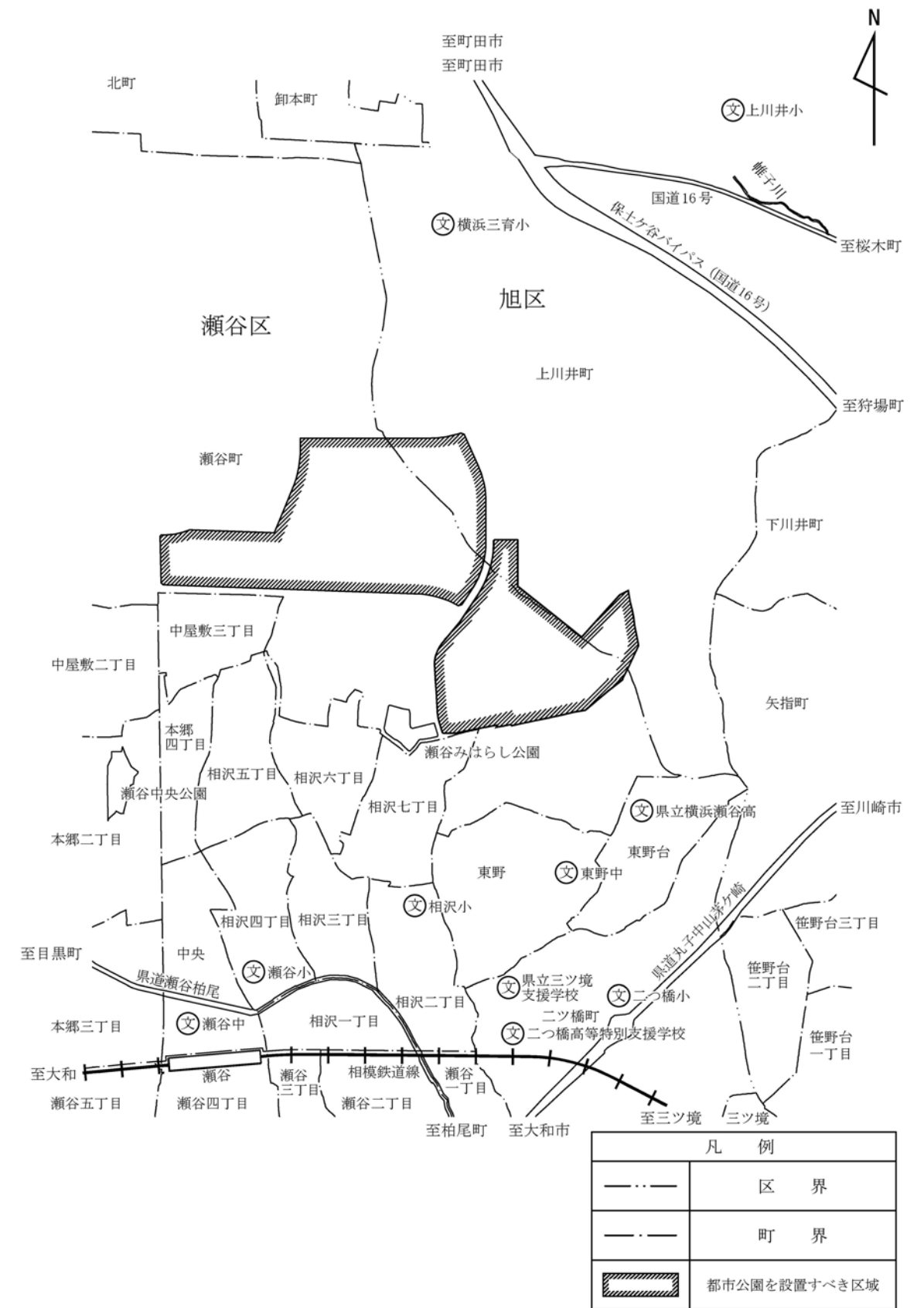


図 1 都市公園を設置すべき区域図

5 参考

(1) 都市公園法の関連規定

都市公園法（抜粋）

（公園予定区域等）

第33条 地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。

（第2項及び第3項省略）

4 第1項又は第2項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第2条の3、第4条、第5条、第6条から第12条まで、第13条、第14条、第19条、第25条から第28条まで及び前条の規定は、当該区域（以下「公園予定区域」という。）又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの（以下「予定公園施設」という。）について準用する。

5 地方公共団体は、第1項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第6項省略）

第33条において準用される都市公園法の規定

第2条の3	（都市公園の管理）
第4条	（公園施設の設置基準）
第5条	（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）
第6条、第7条	（都市公園の占用の許可）
第8条	（許可の条件）
第9条	（国の行う都市公園の占用の特例）
第10条	（原状回復）
第11条、第12条	（国の設置に係る都市公園における行為の禁止等）
第13条	（原因者負担金）
第14条	（附帯工事に要する費用）
第19条	（自然公園の施設に関する特例）
第25条	（公園保全立体区域）
第26条	（公園保全立体区域における行為の制限）
第27条	（監督処分）
第28条	（監督処分に伴う損失の補償）
第32条	（私権の制限）

(2) 公園整備に関する主な経緯

令和2年 3月	旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画策定
令和2年 12月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（素案）とりまとめ 市民意見募集（令和2年12月17日～令和3年1月15日）
令和3年 5月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（原案）策定
令和3年 7月	環境影響評価（方法書）の縦覧
令和4年 6月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（案）策定
令和5年 3月	環境影響評価（準備書）の縦覧
令和5年 4月	環境影響評価（準備書）説明会

(3) 公園の概要

公園名称	：（仮称）旧上瀬谷通信施設公園
所在地	：瀬谷区瀬谷町、旭区上川井町
種別	：広域公園（予定）
面積	：約65ha
施設内容	：運動広場、野球場、多目的広場、サクラ広場（草地広場）、遊具広場、体験農園、森の散策路、パークセンター等

【参考】（仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（案） 別紙のとおり



図2 土地利用計画図（都市公園を設置すべき区域）

# 公園整備の8つの方針

「つくる」「つかう たのしむ」「たかめる」の3つの視点から取組を進めていきます。

## つくる

花と緑、農、水の風景が広がる  
上瀬谷の環境基盤の創出

### 1 上瀬谷の「緑」と「水」を基調とした公園

上瀬谷の原風景である農景観や、米軍施設の跡地という独自の歴史性により残された自然をいかした緑豊かな公園とします。

- ・既存の樹木や地形、表土の活用などを考慮した施設整備
- ・相沢川の谷戸地形や和泉川の源頭部の環境をいかした生物の生息生育環境の保全・創出 など

### 2 グリーンインフラの展開と緑の多面的機能の発信

グリーンインフラの導入によって自然が持つ多様な機能を発信し、気候変動に適応した新たなモデルとなる公園とします。

- ・雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進
- ・緑陰や水系、風をいかした快適空間の創出
- ・デジタル技術を活用した自然環境機能のモニタリング など

### 3 防災・減災に資する公園

できる限りまとまったオープンスペースを確保することで、災害時には「広域応援活動拠点」や、地域の避難場所として防災機能を発揮するとともに、グリーンインフラの効果による防災・減災機能も発揮できる公園とします。

- ・災害時の広域応援活動拠点や広域避難場所として活用できる大きな広場の配置
- ・緑の持つ雨水貯留機能、避難路や延焼防止機能等に着目したグリーンインフラによる防災・減災機能の強化 など

## たかめる 多様な主体と連携し緑の機能を高める取組・パークマネジメントを展開

### 7 国際園芸博覧会のレガシーの継承・発信拠点

園芸博の跡地にできる記念公園として、花き園芸・農に関する取組、SDGsの実現やSociety5.0、カーボンニュートラルの推進等の園芸博の理念や取組などを継承していく公園とします。

- ・自然共生型の都市基盤としてのグリーンインフラの実装と発信
- ・園芸博を通じてできた人々のつながりや取組の継承・発展
- ・デジタル技術による効率化や利便性の向上とカーボンニュートラルの考えを踏まえた持続可能な管理運営 など

## つかう たのしむ

「みどり」とともにある持続可能で  
多様なライフスタイルの展開

### 4 「農」と持続可能なライフスタイルの融合

農体験ができる場の創出など、上瀬谷の農と持続可能なライフスタイルが融合し実践する公園とします。

- ・畑や水田などの農体験ができる場の整備
- ・地産地消や収穫体験、食育などの健康に配慮した農に関するプログラムの提供
- ・農体験や農福連携などの農的活動を通じた交流の推進 など

### 5 多様な主体が参画し、様々な楽しみ方を引き出せる公園

市民や企業、周辺まちづくりなどと連携し、地域の祭りや広域的なイベント、スポーツやレクリエーション、公園の維持管理など、様々な場面で多様な主体が参加・運営することができる公園とします。

- ・地域の祭りや広域的なイベントを開催できる草地広場の整備
- ・スポーツ施設、アウトドア体験施設、環境活動拠点、インクルーシブ遊具、健康器具などの導入
- ・花や緑の維持管理を通じたコミュニティの形成 など

### 6 四季を通じて楽しみながら自然と触れ合う心地よさや喜びを感じられる公園

豊かな自然環境の中で、自然とともにある心地よさや喜びを感じながら、自然体験や環境学習などが行える公園とします。

- ・桜並木や多様な品種による桜の名所づくり、瀬谷区の花あじさいなど、四季を通して花を楽しめる植栽計画
- ・上瀬谷の水や緑の空間をいかした「ガーデン」や国内外の文化に触れ合う庭園の整備 など

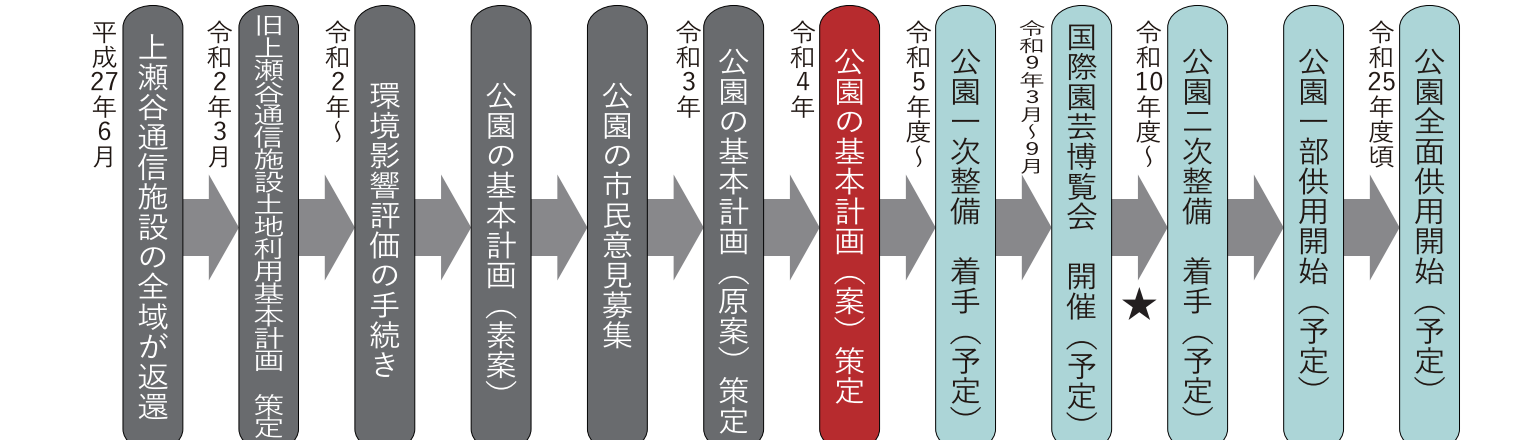
### 8 公民連携による質の高いサービスの提供

民間活力の導入により、公園の利便性の向上と賑わいを創出する機能を配置します。

- ・施設特性に応じた民間企業などと連携した質の高い施設整備
- ・多様な主体による公園の管理運営や利活用の推進
- ・園芸博と連携した新たな技術や魅力的なプログラムの導入など公民連携の推進 など

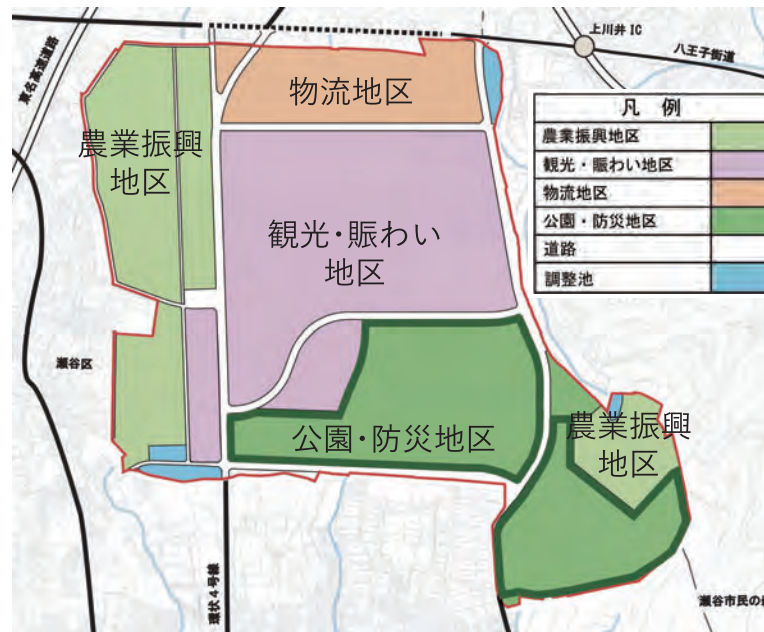
# これまでの経緯と今後の進め方

※スケジュールは、現時点での想定であり、今後変更になる場合があります。



※公園一次整備は、国際園芸博覧会で活用可能な園路・広場、インフラ設備、グリーンインフラ、★国際園芸博覧会のレガシーの継承を庭園、植栽、各種施設等を整備。

## 【参考】旧上瀬谷通信施設における土地利用計画



公園事業区域

### 農業振興地区

賑わい施設などと連携した農産物の収穫体験や、滞在しながら農の魅力を感じる農体験、ICTなどを活用した質の高い農産物の安定生産と直売等による「収益性の高い農業」の展開、大学と連携した農業技術の研究など、他の地域へも波及する新たな都市農業モデルとなる拠点を形成します。

### 観光・賑わい地区

テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わいの拠点を形成します。

### 物流地区

東名高速道路や保土ヶ谷バイパスなどの広域的な幹線道路との近接性をいかし、新技術を活用した効率的な国内物流を展開する新たな拠点を形成します。

### 公園・防災地区

国際園芸博覧会のレガシーを継承する公園や災害時における広域的な防災拠点(消防・警察・自衛隊などの受入に必要な広域応援活動拠点としての施設・機能や広域避難場所としての機能)などを形成します。

## 【参考】2027年国際園芸博覧会 概要

開催期間	2027年3月～9月
開催場所	旧上瀬谷通信施設
クラス	A1(最高クラス)
参加者数	1,500万人 (ICT活用や地域連携などの多様な参加形態を含む) (有料入場者数1,000万人以上)
博覧会区域	約100ha (会場に隣接する駐車場やバスターミナルを含む)
開催組織	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

<国際園芸博覧会に関する情報については、下記のHPでご確認ください>  
公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会HP <https://expo2027yokohama.or.jp/>



※国際園芸博覧会に関する情報については、下記のHPでご確認ください>  
公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会HP <https://expo2027yokohama.or.jp/>

横浜市環境創造局公園緑地整備課上瀬谷担当  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 電話:045-671-4615

# (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園 基本計画 (案)

公園概要 所在地:瀬谷区瀬谷町・旭区上川井町 / 公園種別:広域公園 / 面積:約65ha



旧上瀬谷通信施設は、平成27年6月に返還された米軍施設の跡地で、面積は約242haと首都圏でも貴重な広大な土地です。横浜市では、土地利用について検討を進めており、まちづくりの一環として新たな公園の整備を計画しています。

## 公園計画の基本テーマ

# 「みどり」で広がる暮らしの風景

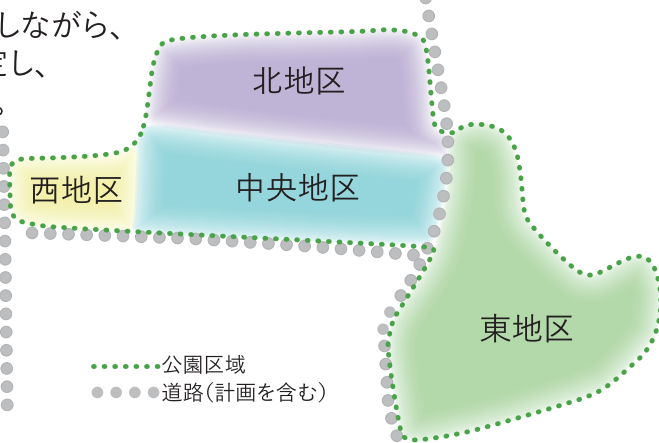
花と緑、農、水の風景が広がる上瀬谷で、「みどり」とともにある持続可能で多様なライフスタイル※を  
実践・発信する。



※自然環境とのつながりを体感し、花や農を身近に感じながら心身ともに健やかな生活を楽しむ。

## 4つの地区の特徴

現在の地形などをいかしながら、大きく4つの地区を設定し、施設の整備を行います。



### 北地区

公民連携を積極的に推進し、自然と共生しながら、賑わいを創出する地区

### 東地区

自然体験や農体験などを通して、自然と暮らしが調和する持続可能なライフスタイルの発信や自然とともにある心地よさや喜びを感じながら、森林浴や地域の自然をいかした自然観察や環境学習などを行う地区

### 中央地区

広大な草地広場をいかしたイベントやレクリエーション活動、憩いの場となるとともに、植物や環境などに関する学びを発信する地区

### 西部地区

スポーツを中心としたレクリエーション活動の場となる地区

## 主な施設の特徴

地区	施設	内容
西	運動広場	サッカー、少年サッカーなどの有料利用を想定した広場。ナイター利用も想定。
	野球場	硬式野球、少年硬式野球、軟式野球、少年軟式野球、ソフトボールなどの有料利用を想定。ナイター利用も想定。
	多目的広場	地域のスポーツレクリエーションの場として、少年軟式野球、ソフトボールなどの利用を想定。
	スポーツ施設管理棟	更衣室、シャワー、ロッカー、休憩施設などを備えた管理棟。
中央	桜並木	公園のシンボルとなる主園路沿いに配置するソメイヨシノの並木。
	サクラ広場(草地広場)	周囲に桜のある広大な草地広場。地域の祭りやイベントにも活用。災害時には自衛隊などの活動拠点やヘリコプターの発着も可能。
	大花壇	谷戸の地形をいかし、市内産の花苗などを活用した大花壇。
	遊具広場	大型複合遊具や健康器具、身体能力に関係なく、様々な利用者が安心して楽しめる遊具などを設置。
	ドッグラン	犬の大きさに応じた複数の区画や、休憩施設、水飲みなどを設置。
北	パークセンター1(植物・環境体験学習等)	「みどり」とともにある持続可能なライフスタイルをテーマとした様々な展示や情報発信、体験学習等が可能な施設。休憩や飲食の場としても活用。国際園芸博覧会のレガシー継承施設としても検討。
	アウトドア体験施設 飲食・物販施設	自然と共生しながら賑わいを創出する区域として樹林などの新たな緑の創出をしながらアウトドア体験施設や飲食・物販施設などを想定し、公民連携による整備を積極的に実施。
東	体験農園	農体験や収穫体験ができる農園。農体験などを通じた交流や農のコミュニティ形成の場としても活用。
	森の散策路	和泉川の源流や周辺の自然を保全・活用し、隣接する市民の森などと連続した自然の魅力を体感できる散策路。環境教育などのフィールドとしての活用や森の維持管理への参加などを通じた森と緑のコミュニティ形成の場としても活用。
	日本庭園	和泉川の源頭部を保全するとともに、日本の伝統を踏まえた自然との共生を体現する庭園。日本の伝統文化・技術の発信の場。
	パークセンター2(環境活動拠点等)	花や農、福祉、健康、教育などをキーワードに多様な環境活動の支援・展開を行う施設。休憩や飲食の場としても活用。既存部材を活用して再現した日本建築も整備し、伝統文化を継承する場として活用。国際園芸博覧会のレガシー継承施設としても検討。
	園内で展開	国際園芸博覧会に向けてテーマが異なる複数のガーデンや庭園を整備。市民と共に作る球根ミックス花壇など、花と緑を通じた交流やコミュニティ形成の場としても活用。
	ジョギングコース	幅の広い園路を活用し、ジョギングコースを設定。

## 公園基本計画図

### ■アウトドア体験施設



### ■サクラ広場(草地広場)



### ■ガーデン1



### ■運動広場



### ■野球場



### ■多目的広場



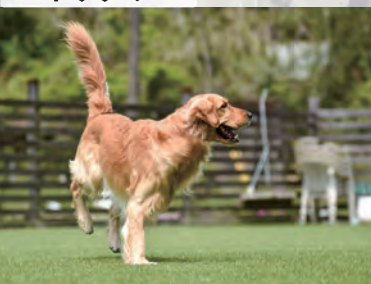
### ■遊具広場



### ■桜並木



### ■ドッグラン



### ■大花壇



※写真はイメージです。  
 ※土地区画整理事業や国際園芸博覧会事業の検討、環境影響評価の手続き、公民連携による事業者の提案などにより、施設内容などが変更になる可能性があります。  
 ※本図面に記載のないベンチ、水飲み、トイレ、休憩所などの具体的な施設は、今後、配置を検討していきます。  
 ※建築や庭園、ガーデン、広場などは概ねの位置を示すもので、詳細については、引き続き検討していきます。  
 ※施設の詳細は、設計を進める中で継続して検討していきます。



### ■ガーデン4



### ■市民庭園



### ■体験農園



### ■森の散策路

